

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	25	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他()		
要望項目名	新築住宅に対する固定資産税の減額措置に係る適用期限の延長		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 現在、新築住宅で、床面積50㎡～280㎡等の要件を満たすものに対して課する固定資産税については120㎡相当部分につき当初3年度分（中高層耐火建築物である場合は5年度分）の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額から1/2に相当する額を減額する措置が講じられている。</p> <p>・ 特例措置の内容 新築住宅に対する固定資産税の減額措置の対象となる住宅の建築期限を平成22年3月31日から平成24年3月31日に延長すること。</p>		
関係条文	地方税法附則第15条の6第1項、第2項、地方税法施行令附則第12条第1項～第6項		
要望理由	<p>勤労者の福祉の増進を図ることは、我が国経済社会の活力を維持する上で重要な課題であり、その課題解決のために、勤労者の持家取得の促進を図ることは、勤労者の生活基盤を安定させ、安心して働くことのできる環境を整えるという観点からは重要な施策である。</p> <p>勤労者財産形成促進制度においては、勤労者の持家取得等の促進を図ることを目的とする勤労者財産形成住宅貯蓄制度、勤労者財産形成持家融資制度を有しているが、これらの制度をより一層効果的に機能させるためには、税制上の支援措置が必要であり、本措置の適用期限を延長することにより、引き続き住宅取得の負担が軽減されることから、勤労者の持家取得の促進に効果的である。</p>		
減収見込額	(初年度) - (39,774) (平年度) - (140,499) (単位: 百万円)		
地方税以外の措置	既存	・ 国税 勤労者財産形成住宅貯蓄制度	・ 融資、補助金その他 勤労者財産形成持家融資制度
	22年度の望	・ 国税	・ 融資、補助金その他
過去の要望経緯	昭和38年度創設 平成8、10、12、14、16、18、20年度延長要望		
本要望に対応する縮減案	-		